

民生委員制度は平成29年に創設100周年を迎えました！

～心配ごと、悩みごとをひとりで抱えていませんか？～

民生委員制度は、平成 29 年に 100 周年を迎えました。

高齢化や核家族化によって地域のつながりが薄れる中、高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方などが、周囲に相談できず孤立してしまうケースが増えています。

そこで、地域の身近な相談役として、一緒のまちで生活しながら皆さんの立場に立って、心配ごとや困ったことなどの相談や必要な支援を行うのが「民生委員・児童委員」の存在です。誰もが安心して暮らせる地域づくりのために、様々な活動をしている「民生委員・児童委員」についてぜひ知っていただき、活動へのご理解ご協力をお願いします。

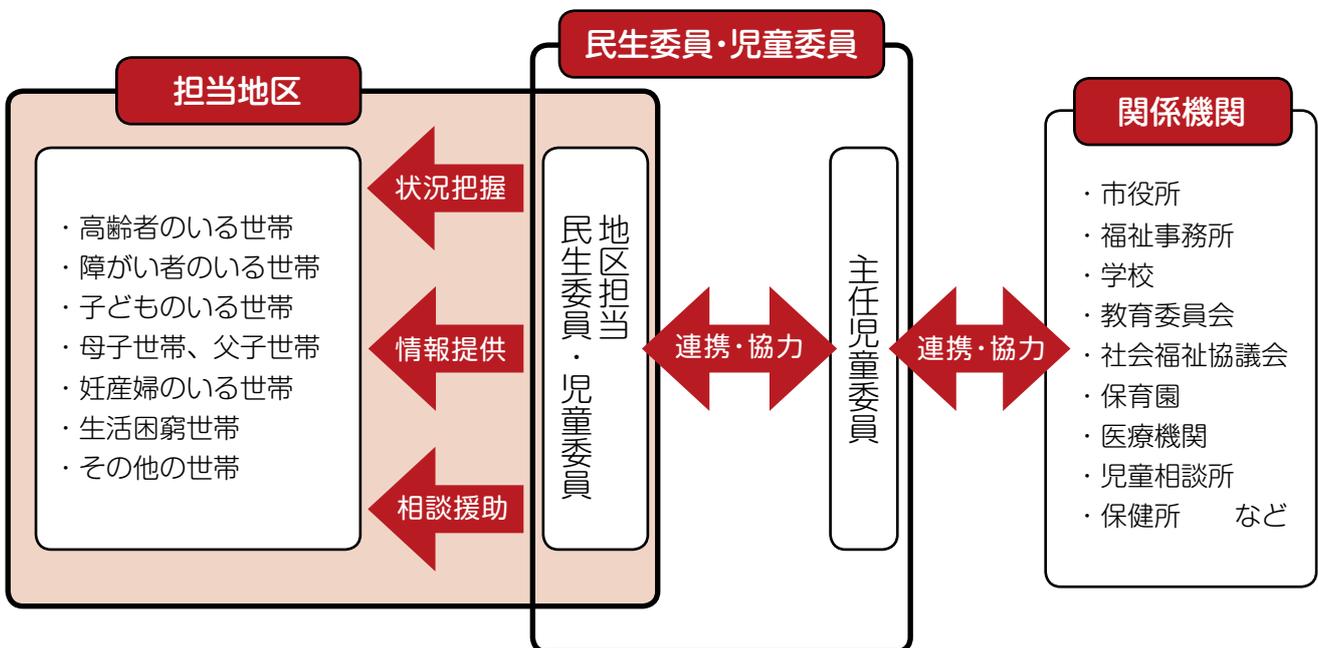


■民生委員制度について

民生委員制度は、大正 6 年に岡山県で誕生した「済世顧問制度」に始まり、翌大正 7 年の大阪府による「方面委員制度」の発足、昭和 11 年の方面委員令の交付により、全国統一の制度として広まりました。その後、昭和 23 年には民生委員法が制定され、現在の制度の基盤が作られました。なお、民生委員は児童福祉法に基づき、児童委員を兼ねることとされています。さらに、少子化や社会・家庭環境の変化に対応するため、区域担当の児童委員とは別に、児童福祉に関することを専門的に担当する主任児童委員も平成 6 年から配置されています。

■さまざまな相談に応じます！

地域に暮らす身近な相談相手として、住民のさまざまな相談に応じ、支援をしています。そして、その課題が解決できるよう、関係機関への「つなぎ役」を務めます。



■住民の立場にたって、まちの福祉を担うボランティアです

民生委員・児童委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱されています。住民の立場から安心安全な生活を支えるボランティアです。蕪崎市には、111名の民生委員・児童委員がいます。平成 28 年度の民生委員・児童委員による相談・支援の件数は、2,235 件に及んでいます。

■安心してご相談ください

民生委員・児童委員は民生委員法に定められた守秘義務があり、相談した方の秘密は守られます。

■問い合わせ 福祉課 社会福祉担当 (内線 180)